



平成 30 年 3 月 16 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号
株 式 会 社 カ イ カ
代表取締役社長 鈴木 伸
(J A S D A Q : 2 3 1 5)
問合せ先：
代表取締役専務 山口 健治
TEL 03-5657-3000 (代表)

(訂正)「営業外収益(仮想通貨売却益)および特別利益(債権回収益)の計上に関するお知らせ」
の一部訂正に関するお知らせ

平成30年3月12日付「営業外収益(仮想通貨売却益)および特別利益(債権回収益)の計上に関する
お知らせ」の一部に訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正内容

勘定科目を「債権回収益」から「仮想通貨評価益」に訂正いたします。勘定科目名の変更であり、金額の訂正はございません。

なお、計上理由の明確化を図る記述を追加しております。

2. 訂正理由

「営業外収益(仮想通貨売却益)および特別利益(債権回収益)の計上に関するお知らせ」(平成30年3月12日付)時点において、仮想通貨に関する新会計基準が未公表(※)のため、現状の会計基準の中ではいくつかの会計処理が考えられました。今回の取引における会計処理について、当社の会計監査人によって「四半期レビュー報告書の監査人の結論」に対する監査法人内審査の最終段階での議論の結果、「仮想通貨評価益」の方が妥当であると判断されたものであります。

※平成30年3月14日付で、企業会計基準委員会ホームページにおいて、「実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の公表」が掲載されました。

3. 訂正箇所

【訂正前】

営業外収益（仮想通貨売却益）および特別利益（債権回収益）の計上に関するお知らせ

当社は、平成30年10月期第1四半期連結累計期間において、営業外収益（仮想通貨売却益）および特別利益（債権回収益）を計上いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 営業外収益（仮想通貨売却益）および特別利益（債権回収益※）の計上について

当第1四半期連結累計期間において、仮想通貨売却益915百万円を営業外収益に計上し、仮想通貨建て債権の回収による債権回収益183百万円を特別利益に計上いたしました。

当社グループは、仮想通貨に関わるあらゆるシステム開発のインテグレーターを目指しており、仮想通貨の高頻度取引やアルゴリズム取引等のシステムトレードシステムの開発、販売、および貸与等を目的とするシステム開発のためにビットコイン等の仮想通貨の運用を行っております。当該営業外収益や特別利益の計上は、これらの目的の検証のための取引によって生み出されたものであります。

当第1四半期連結累計期間においては、当社における仮想通貨の運用は、営業外収益および特別利益での計上となりましたが、平成30年1月の第29期定時株主総会にて定款の目的に仮想通貨の運用を追加したことから、第2四半期以降は、売上高区分に計上する予定であります。

※仮想通貨建て債権を回収した時点での時価と移動平均法により算出した原価との差額を債権回収益として計上しております。

【訂正後】

営業外収益（仮想通貨売却益）および特別利益（仮想通貨評価益）の計上に関するお知らせ

当社は、平成30年10月期第1四半期連結累計期間において、営業外収益（仮想通貨売却益）および特別利益（仮想通貨評価益）を計上いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 営業外収益（仮想通貨売却益）および特別利益（仮想通貨評価益※）の計上について

当第1四半期連結累計期間において、仮想通貨売却益915百万円を営業外収益に計上し、仮想通貨保有目的の変更による仮想通貨評価益183百万円を特別利益に計上いたしました。

当社グループは、仮想通貨に関わるあらゆるシステム開発のインテグレーターを目指しており、仮想通貨の高頻度取引やアルゴリズム取引等のシステムトレードシステムの開発、販売、および貸与等を目的とするシステム開発のためにビットコイン等の仮想通貨の運用を行っております。当該営業外収益の計上は、これらの目的の検証のための取引によって生み出されたものであります。

また、当社は、平成29年8月10日に長期保有目的で仮想通貨建て債権（以下「本債権」といいます。）の貸付を行ったのち、本債権を平成30年1月26日に仮想通貨のシステム開発および仮想通貨の投融資・運用を主たる事業としている当社子会社の株式会社CCCT（以下「CCCT」といいます。）に譲渡しました。翌日、本債権は返済されCCCTは仮想通貨を取得しています。当社とCCCTでは、仮想通貨の保有目的が異なるため、当社が仮想通貨を取得した時点と保有目的を変更した時点における仮想通貨の評価の差額について特別利益を計上したものであります。なお、CCCTは、本債権の返済により取得した仮想通貨を売却しているため、平成30年10月期第1四半期末では連結貸借対照表上に当該仮想通貨は計上されておられません。

当第1四半期連結累計期間においては、当社における仮想通貨の運用は、営業外収益および特別利

益での計上となりましたが、平成30年1月の第29期定時株主総会にて定款の目的に仮想通貨の運用を追加したことから、第2四半期以降は、売上高区分に計上する予定であります。

※長期投資目的からトレーディング目的に仮想通貨の保有目的を変更した時点での時価と移動平均法により算出した原価との差額を仮想通貨評価益として計上しております。

以 上